

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年 3月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1備考以外の部分中

「

関連 施設 棟の 店舗	1 階
	2 階

を

水産 棟、 関連 施設 棟の 店舗	1 階
	2 階

に、

」

「

丙	関連3号棟 の倉庫	507
	その他の倉 庫	1,835
水産棟（鮮魚）		1,970

を

」

「

丙	1,835
水産棟（鮮魚）	1,970
水産棟(加工食料品 卸販売業者)	507

に、

」

「

水産棟加工処理場（鮮魚）	2,440	を
--------------	-------	---

」

「

水産棟加工処理場（鮮魚）	2,440	に、
水産棟加工処理場（塩干）	2,270	

」

「

積降場（鮮魚）	910	を
---------	-----	---

」

「

積降場（鮮魚）	910	に、
積降場（塩干及び加工食料品卸販売業者）	848	

」

「

物置場	水産棟（鮮魚）	水産物置場	200	を
		仲卸荷さばき場	470	
		屋外	530	
	その他の棟	495		

」

「

物置場	水産棟（鮮魚）	水産物置場	200	に改め、同表備考
		仲卸荷さばき場	470	
		屋外	530	

」

	水産棟(塩干)	仲卸荷さばき場		408
		屋外		495
	その他の棟			495

」

中2を3とし、1を2とし、同備考の前に次のように加える。

1 使用料には、消費税額等相当額を含むものとする。

別表第7 2備考を同備考2とし、同備考の前に次のように加える。

1 使用料には、消費税額等相当額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年3月22日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(第一市場)